

議案の2

緊急浚渫推進事業について

—中央ブロック（山梨県）—

【提案の趣旨】

近年各地の河川で浚渫・伐木が行われ、河道が直線化・平坦化、石も撤去され、濁りが常態化するなどして、魚の生息環境が急速に悪化しています。

浚渫・伐木により流下能力を確保し治水安全度が向上することは、地域住民として大変有り難いことです。ただし、防災事業においても河川法の目的となっている「河川環境の保全」を踏まえて、事業を実施すべきと考えます。

つきましては、伐木・浚渫事業の実施箇所すべてにおいて、多自然川づくりに基づき、「現在の流路形状の維持、大きな石の存置、濁りの発生抑止」を基本とし、治水と環境が両立する施工を要望します。

具体的手続きとして、国土交通省において事業計画確認の際、「浚渫業務においても多自然川づくりに基づく施工を行うこと」をチェックした上で、事業実施主体宛て文書へも明記し、周知することをお願いします。

【説 明】

近年、気候変動等による豪雨災害の激甚化や河川氾濫による浸水被害等が相次ぐことから、河川の維持管理のための浚渫、砂防堰堤の機能確保のための除石が重要とされてきた。そのような中、令和元年台風19号による北陸新幹線車両基地の浸水等、大規模水害の頻発を受け、緊急に浚渫事業を推進するための事業債が令和2年度に創設された。

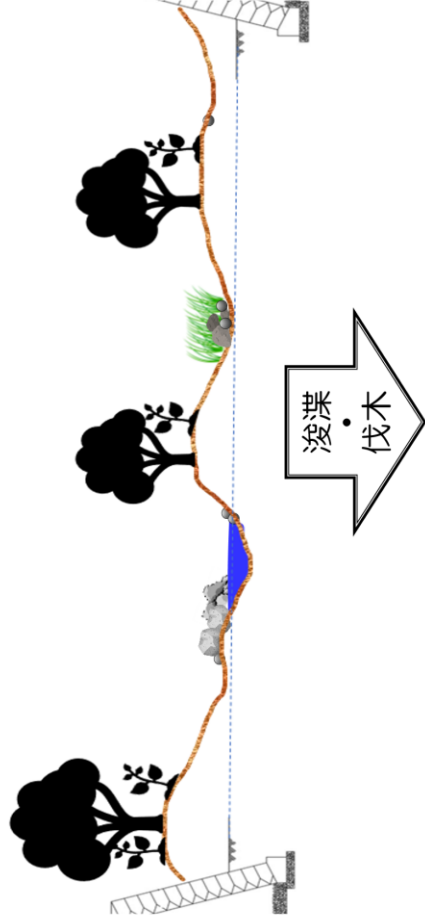
緊急浚渫推進事業債は、事業費全て（100％）に充当することができ、事業費のうち70％は後日地方交付税として措置される。このため地方公共団体の自己負担が小さいことから、全国各地で浚渫・伐木事業が多数実施されている。

加えて、浚渫・伐木事業は、業務委託として発注される場合が多い。業務委託の場合、土木工事の請負契約と異なり、建設コンサルタント業者が設計を行わないため、搬出土砂量や実施区域のみの記載で、環境への配慮について何も指示されていない場合が多いといわれている。

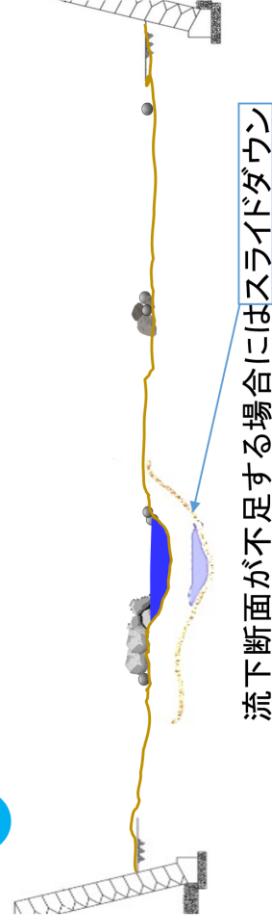
業務委託においても環境への配慮を指示することは可能であることから、河川環境の保全について国から地方公共団体に周知を図ってもらう必要がある。

施工例（断面図）

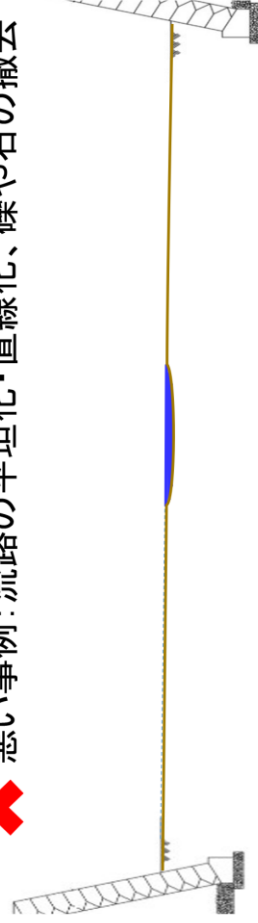
土砂堆積 + 樹林化



○ 優良事例：流路形状の維持、石の残置

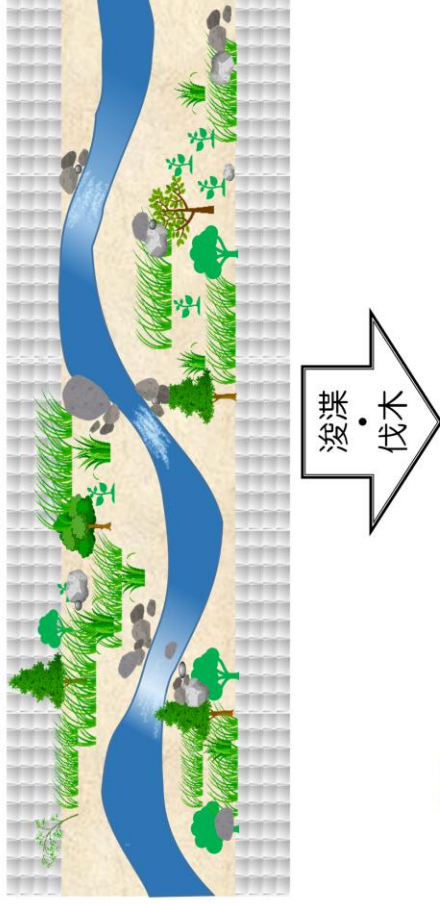


✖ 悪い事例：流路の平坦化・直線化、礫や石の撤去

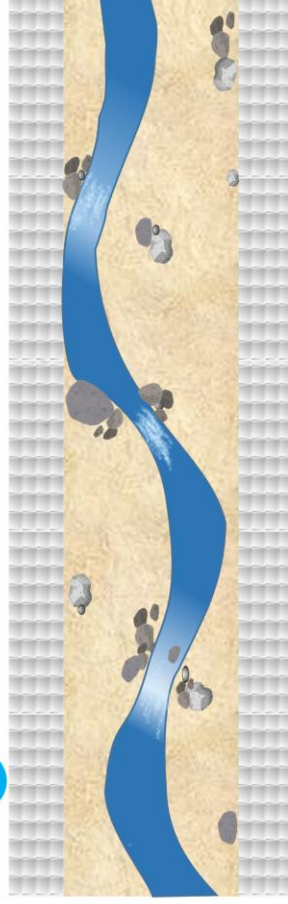


施工例（平面図）

土砂堆積 + 樹林化



○ 優良事例：流路形状の維持、石の残置



✖ 悪い事例：流路の平坦化・直線化、礫や石の撤去

